

中間連結財務諸表

中間連結貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

区 分	前中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
現金預け金	362,320	245,377
コールローン及び買入手形	—	4,378
買入金銭債権	31,822	31,692
商品有価証券	153	117
金銭の信託	4,937	5,022
有価証券 ※1,※7,※13	1,241,247	1,369,484
貸出金 ※2,※3,※4,※5,※6,※8	2,559,010	2,652,699
外国為替 ※6	15,014	8,963
リース債権及びリース投資資産	16,965	17,256
その他資産 ※7	34,609	34,783
有形固定資産 ※9,※10	45,404	44,368
無形固定資産	4,757	4,777
退職給付に係る資産	—	1,925
繰延税金資産	1,561	1,387
支払承諾見返	17,279	20,755
貸倒引当金	△ 22,130	△ 18,158
資産の部合計	4,312,955	4,424,831

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

区 分	前中間連結会計期間 (平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
預金 ※7	3,656,020	3,661,646
譲渡性預金	169,330	191,025
コールマネー及び売渡手形	36,656	58,555
債券貸借取引受入担保金 ※7	3,359	10,486
借入金 ※7,※11	85,574	105,255
外国為替	929	185
社債 ※12	10,000	10,000
その他負債	64,349	68,497
退職給付引当金	242	—
退職給付に係る負債	—	4,091
役員退職慰労引当金	37	39
睡眠預金払戻損失引当金	453	489
偶発損失引当金	115	118
訴訟損失引当金	—	1,147
繰延税金負債	3,839	11,942
再評価に係る繰延税金負債 ※9	6,827	6,816
支払承諾	17,279	20,755
負債の部合計	4,055,013	4,151,053
資本金	37,322	37,322
資本剰余金	24,920	24,920
利益剰余金	136,547	140,943
自己株式	△ 3,696	△ 4,057
株主資本合計	195,093	199,129
その他有価証券評価差額金	38,037	52,566
繰延ヘッジ損益	△ 32	△ 918
土地再評価差額金 ※9	8,058	8,053
退職給付に係る調整累計額	—	△ 2,555
その他の包括利益累計額合計	46,063	57,146
新株予約権	128	173
少数株主持分	16,655	17,329
純資産の部合計	257,941	273,777
負債及び純資産の部合計	4,312,955	4,424,831

中間連結財務諸表

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

区 分	前中間連結会計期間 (平成25年9月中間期)	当中間連結会計期間 (平成26年9月中間期)
経常収益	43,445	38,795
資金運用収益	24,394	23,969
(うち貸出金利息)	(17,286)	(16,889)
(うち有価証券利息配当金)	(6,906)	(6,824)
役務取引等収益	5,467	5,191
その他業務収益	5,013	2,037
その他経常収益 ※1	8,570	7,598
経常費用	29,152	28,957
資金調達費用	1,625	1,932
(うち預金利息)	(955)	(1,008)
役務取引等費用	1,283	1,369
その他業務費用	1,577	425
営業経費	20,128	20,285
その他経常費用 ※2	4,537	4,944
経常利益	14,292	9,838
特別利益	10	29
固定資産処分益	10	29
特別損失	113	1,227
固定資産処分損	102	75
減損損失 ※3	10	5
訴訟損失引当金繰入額	—	1,147
税金等調整前中間純利益	14,190	8,640
法人税、住民税及び事業税	3,610	1,842
法人税等調整額	1,985	1,324
法人税等合計	5,595	3,167
少数株主損益調整前中間純利益	8,594	5,472
少数株主利益	547	541
中間純利益	8,046	4,930

中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

区 分	前中間連結会計期間 (平成25年9月中間期)	当中間連結会計期間 (平成26年9月中間期)
少数株主損益調整前中間純利益	8,594	5,472
その他の包括利益	△ 49	14,180
その他有価証券評価差額金	△ 153	14,909
繰延ヘッジ損益	103	△ 893
退職給付に係る調整額	—	164
中間包括利益	8,545	19,652
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8,014	19,045
少数株主に係る中間包括利益	530	607

中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（平成25年9月中間期）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,322	24,920	129,575	△ 2,935	188,882
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 1,062		△ 1,062
中間純利益			8,046		8,046
自己株式の取得				△ 913	△ 913
自己株式の処分			△ 10	152	141
土地再評価 差額金の取崩			2		2
土地再評価 差額金の繰入			△ 2		△ 2
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	6,972	△ 761	6,210
当中間期末残高	37,322	24,920	136,547	△ 3,696	195,093

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	38,173	△ 136	8,057	—	46,095	120	16,324	251,422
当中間期変動額								
剰余金の配当								△ 1,062
中間純利益								8,046
自己株式の取得								△ 913
自己株式の処分								141
土地再評価 差額金の取崩								2
土地再評価 差額金の繰入								△ 2
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 136	103	0	—	△ 31	8	331	307
当中間期変動額合計	△ 136	103	0	—	△ 31	8	331	6,518
当中間期末残高	38,037	△ 32	8,058	—	46,063	128	16,655	257,941

中間連結財務諸表

当中間連結会計期間（平成26年9月中間期）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,322	24,920	138,689	△ 4,181	196,751
会計方針の変更による累積的影響額			△ 1,611		△ 1,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,322	24,920	137,077	△ 4,181	195,139
当中間期変動額					
剰余金の配当			△ 1,051		△ 1,051
中間純利益			4,930		4,930
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の処分			△ 4	126	121
土地再評価差額金の取崩			5		5
土地再評価差額金の繰入			△ 13		△ 13
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	3,865	123	3,989
当中間期末残高	37,322	24,920	140,943	△ 4,057	199,129

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	37,722	△ 24	8,044	△ 2,719	43,022	156	16,920	256,851
会計方針の変更による累積的影響額								△ 1,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,722	△ 24	8,044	△ 2,719	43,022	156	16,920	255,239
当中間期変動額								
剰余金の配当								△ 1,051
中間純利益								4,930
自己株式の取得								△ 2
自己株式の処分								121
土地再評価差額金の取崩								5
土地再評価差額金の繰入								△ 13
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	14,844	△ 893	8	164	14,123	16	408	14,548
当中間期変動額合計	14,844	△ 893	8	164	14,123	16	408	18,538
当中間期末残高	52,566	△ 918	8,053	△ 2,555	57,146	173	17,329	273,777

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	前中間連結会計期間 (平成25年9月中間期)	当中間連結会計期間 (平成26年9月中間期)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	14,190	8,640
減価償却費	1,697	1,667
減損損失	10	5
のれん償却額	13	6
貸倒引当金の増減 (△)	△ 4,204	△ 3,562
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 19	△ 26
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 262	—
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	△ 174
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	13
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△ 17	△ 9
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△ 27	△ 70
偶発損失引当金の増減 (△)	△ 19	3
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	—	1,147
資金運用収益	△ 24,394	△ 23,969
資金調達費用	1,625	1,932
有価証券関係損益 (△)	△ 2,994	△ 1,126
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 35	△ 121
為替差損益 (△は益)	△ 2,773	△ 4,794
固定資産処分損益 (△は益)	92	45
商品有価証券の純増 (△) 減	△ 104	△ 109
貸出金の純増 (△) 減	△ 30,607	△ 38,483
預金の純増減 (△)	235,261	△ 107,661
譲渡性預金の純増減 (△)	△ 62,376	6,905
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	11,920	△ 2,827
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△ 29,698	9,564
コールローン等の純増 (△) 減	8,345	△ 3,682
コールマネー等の純増減 (△)	△ 15,259	19,960
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	3,359	584
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△ 7,632	8,483
外国為替 (負債) の純増減 (△)	350	44
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	45	695
資金運用による収入	25,622	23,961
資金調達による支出	△ 1,757	△ 1,903
その他	△ 1,201	△ 5,323
小計	119,146	△ 110,181
法人税等の支払額	△ 3,728	△ 3,674
営業活動によるキャッシュ・フロー	115,417	△ 113,856
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 285,639	△ 265,243
有価証券の売却による収入	296,597	137,579
有価証券の償還による収入	74,025	121,308
有形固定資産の取得による支出	△ 1,682	△ 542
無形固定資産の取得による支出	△ 592	△ 741
有形固定資産の売却による収入	98	174
無形固定資産の売却による収入	—	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	82,807	△ 7,461
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△ 13,000
自己株式の取得による支出	△ 913	△ 2
自己株式の売却による収入	141	121
配当金の支払額	△ 1,062	△ 1,051
少数株主への配当金の支払額	△ 199	△ 199
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,034	△ 14,131
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	196,194	△ 135,445
現金及び現金同等物の期首残高	103,333	316,529
現金及び現金同等物の中間期末残高 *1	299,527	181,083

中間連結財務諸表

注記事項 当中間連結会計期間（平成26年9月中間期）

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

会社名
日本橋不動産株式会社
百十四ビジネスサービス株式会社
株式会社百十四人材センター
百十四財田代理店株式会社
Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited
百十四リース株式会社
百十四総合保証株式会社
株式会社百十四ディーシーカード
株式会社西日本情報サービスセンター
株式会社西日本ジェーシーピーカード

(2) 非連結子会社 3社

会社名
百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合
百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合
百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要度が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

会社名
百十四ベンチャー育成第1号投資事業有限責任組合
百十四ベンチャー育成第2号投資事業有限責任組合
百十四ベンチャー育成第3号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 9社
7月末日 1社

(2) 7月末日を中間決算日とするHyakujushi Preferred Capital Cayman Limitedについては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社への出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：10年～50年

その他：5年～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

なお、当行、連結子会社ともに定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,842百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (10) 訴訟損失引当金の計上基準
訴訟損失引当金は、訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用
各発生時に全額損益処理
数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌連結会計年度から損益処理
なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) 収益及び費用の計上基準
リース業を営む連結子会社のファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上については、リース料の受取時に「その他経常収益」及び「その他経常費用」を計上する方法によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺しているため、有効性の評価を省略しております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

- (15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (16) 消費税等の会計処理
当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (17) 税効果会計に関する事項
中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

（会計方針の変更）

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が1,279百万円、退職給付に係る負債が3,770百万円、繰延税金資産が879百万円増加し、利益剰余金が1,611百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を当中間連結会計期間より適用しておりますが、会計処理は従来採用していた方法により行っており、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）

（従業員持株E S O P 信託）

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1.取引の概要

当行が「百十四銀行従業員持株会」（以下、「当行持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じた場合には当行が損失を負担するため、従業員への追加負担はありません。

中間連結財務諸表

注記事項 当中間連結会計期間（平成26年9月中間期）

- 2.「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っており、当行が信託に支払った配当金等の当行と信託との間の取引につきましては相殺消去しております。
- 3.信託が保有する自社の株式に関する事項
- (1) 信託における帳簿価額は、当中間連結会計期間末535百万円であります。
- (2) 信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
- (3) 期末株式数は、当中間連結会計期間末1,463千株であり、期中平均株式数は、当中間連結会計期間1,641千株であります。
- (4) 上記(3)の期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。
- 4.総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、当中間連結会計期間末583百万円であります。

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1. 非連結子会社に対する出資金の総額
出資金 251百万円
- ※2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|-----------|
| 破綻先債権額 | 1,451百万円 |
| 延滞債権額 | 35,718百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------|
| 3カ月以上延滞債権額 | 637百万円 |
|------------|--------|
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-----------|
| 貸出条件緩和債権額 | 30,925百万円 |
|-----------|-----------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|-----------|
| 合計額 | 68,733百万円 |
|-----|-----------|
- なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。
- 22,817百万円

- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 214,190百万円 |
| 計 | 214,190百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|-----------|
| 預金 | 11,542百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 10,486百万円 |
| 借入金 | 73,530百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
- | | |
|---|-----------|
| 有価証券 | 40,090百万円 |
| また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。 | |
| 保証金及び敷金 | 1,278百万円 |
- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|------------|
| 融資未実行残高 | 999,166百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの | 948,430百万円 |
| 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの | |
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--|------------|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。 | |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 16,182百万円 |
- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額
減価償却累計額 35,472百万円
- ※11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
- | | |
|----------|----------|
| 劣後特約付借入金 | 4,000百万円 |
|----------|----------|
- ※12. 社債は、劣後特約付社債であります。
- | | |
|---------|-----------|
| 劣後特約付社債 | 10,000百万円 |
|---------|-----------|
- ※13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額
15,413百万円

(中間連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
- | | |
|----------|----------|
| 貸倒引当金戻入益 | 2,245百万円 |
| 償却債権取立益 | 1,232百万円 |
| 株式等売却益 | 217百万円 |
- ※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|-------|----------|
| 貸出金償却 | 2,045百万円 |
|-------|----------|
- ※3. 減損損失

当中間連結会計期間において、当行は、以下の資産及び資産グループについて、地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	主な用途	種類	減損損失
香川県内	遊休資産及び土地、建物	5百万円	
		2)	
	処分予定資産及び動産	2)	
		0)	
2か所			
合計		5百万円	
		2)	
		2)	
		0)	

当行は、営業用店舗については、営業店毎(複数店がエリア(地域)で一体となり営業を行っている場合は当該エリア毎)に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店(又はエリア)をグルーピングの単位としております。遊休資産及び処分予定資産については、各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。また、本店、事務センター、研修所、社宅、厚生施設等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

連結子会社については、各社の営業拠点毎に資産のグルーピングを行い、遊休資産は各々単独の資産又は資産グループとして取り扱っております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、「不動産鑑定評価額」又は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度	当中間連結会計期間	当中間連結会計期間	当中間連結会計	摘要
	期首株式数	増加株式数	減少株式数	期間末株式数	
発行済株式					
普通株式	310,076	—	—	310,076	
合計	310,076	—	—	310,076	
自己株式					
普通株式	9,711	7	339	9,380	(注) 1,2,3
合計	9,711	7	339	9,380	

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の普通株式数には、従業員持株E S O P信託が保有する自社の株式がそれぞれ、1,773千株、1,463千株含まれております。
2. 普通株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
3. 普通株式の株式数の減少339千株は、従業員持株E S O P信託から従業員持株会への売却による減少310千株及び新株予約権の権利行使による減少29千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間末減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			173	
合計			—			173	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	1,051	3.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金6百万円を含めておりません。これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月10日取締役会	普通株式	1,052	利益剰余金	3.5	平成26年9月30日	平成26年12月10日

(注) 配当金の総額には、従業員持株E S O P信託に対する配当金5百万円を含めておりません。これは同信託が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	245,377百万円
定期預け金	△62,542百万円
普通預け金	△373百万円
その他	△1,378百万円
現金及び現金同等物	181,083百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- 有形固定資産
主として現金自動設備であります。
- 無形固定資産
該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

リース料債権部分	17,092百万円
見積残存価額部分	1,759百万円
受取利息相当額	△1,784百万円
リース投資資産	17,067百万円

中間連結財務諸表

注記事項 当中間連結会計期間（平成26年9月中間期）

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	45	40	36	30	27	10
リース投資資産	5,353	4,428	3,269	2,215	1,206	618

(3) リース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日がリース会計基準等適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース会計基準等適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関しては、リース会計基準等適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準等を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が当中間連結会計期間は9百万円多く計上されております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	245,377	245,377	—
(2) コールローン及び買入手形	4,378	4,378	—
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	117	117	—
(4) 金銭の信託	5,022	5,022	—
(5) 有価証券			
その他有価証券	1,366,446	1,366,446	—
(6) 貸出金	2,652,699		
貸倒引当金（*1）	△15,251		
	2,637,448	2,658,397	20,949
資産計	4,258,791	4,279,740	20,949
(1) 預金	3,661,646	3,662,109	462
(2) 譲渡性預金	191,025	191,062	37
(3) コールマネー及び売渡手形	58,555	58,555	—
(4) 借入金	105,255	105,280	25
(5) 社債	10,000	10,057	57
負債計	4,026,483	4,027,066	582
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,820	10,820	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,443)	(4,443)	—
デリバティブ取引計	6,377	6,377	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*3）重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法
資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

売買目的で保有している債券等の有価証券については、市場価格等によっております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式及び債券は市場価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(6) 貸出金

貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、当該社債の元利金の合計額を、同様の起債を行った場合において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

(ヘッジ会計が適用されていないもの)

金利関連取引の取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。金利関連取引の店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引については、割引現在価値等により算定しております。

(ヘッジ会計が適用されているもの)

割引現在価値等により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (* 1) (* 2)	2,786
②組合出資金 (* 3)	251
合計	3,037

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(* 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理はありません。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
営業経費 25百万円

2. ストック・オプションの内容

平成26年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	普通株式 136,600株
付与日	平成26年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年7月26日～平成56年7月25日
権利行使価格 (注) 2	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	1株当たり 335円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当りに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額 852円27銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	273,777百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	17,502百万円
(うち新株予約権)	173百万円
(うち少数株主持分)	17,329百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	256,275百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた	300,695千株
中間期末の普通株式の数	

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(1) 1株当たり中間純利益金額 16円40銭

(算定上の基礎)

中間純利益	4,930百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純利益	4,930百万円
普通株式の期中平均株式数	300,507千株

(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 16円37銭

(算定上の基礎)

中間純利益調整額	—百万円
普通株式増加数	544千株
うち新株予約権	544千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり

中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株E S O P信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上、控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は1,463千株であります。また、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上、控除した当該株式の期中平均株式数は1,641千株であります。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の1株当たり純資産額が5円36銭減少しております。また、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を当中間連結会計期間より適用しておりますが、会計処理は従来採用していた方法により行っており、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に与える影響はありません。